岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和７年８月１日（金）岐阜県発表資料			
担　当　課	担　当　係	担　当　者	電　話　番　号
廃棄物対策課	監視指導係	長屋	内線　2969 直通　058-272-8223 FAX　058-278-2607

リニア中央新幹線トンネル工事に伴い発生した土砂への産業廃棄物（コンクリート殻）の混入について（第２報）

中央新幹線瀬戸トンネル新設工事に伴い搬出された土砂に、産業廃棄物であるコンクリート殻が混入していた事案については、令和７年６月４日（水）に第１報をお知らせしたところです。

このことについて、廃棄物処理法に基づき、下記のとおり施工業者に対する立入検査及び報告徴収を実施しました。

また、その結果を踏まえ、施工業者に対する指導及び発注者に対する要請を本日（８月１日）行いましたので、お知らせします。

記

１　施工業者

中央新幹線瀬戸トンネル新設工事共同企業体（(株)奥村組、(株)淺沼組、TSUCHIYA(株)）

２　立入検査・報告徴収に基づく調査結果

（１）混入の原因及びその時期

残土処理場へ搬出された土砂（1/24～1/30）については、瀬戸トンネル施工ヤード土砂ピット内の土砂の量が多く、分別したコンクリート殻と近接していたため、誤って一部のコンクリート殻を一緒に積み込んでしまったもの。

（２）産業廃棄物の混入状況

５月に県が確認した産業廃棄物の他に、コンクリート殻８５０個（※）、脚線５６８グラムの混入を確認した。（※）大きさ：約２～約２０cm

（３）産業廃棄物の由来

トンネル掘削工事の発破作業に伴い発生した廃棄物の一部

（４）施工業者による再発防止策

・廃棄物処理に係る管理体制の強化（分別作業状況の確認強化、廃棄物集積場の堅固化）
・廃棄物の分別体制の強化（分別作業員の増員）
・廃棄物混入確認体制の強化（役割の専門化、残土処理場に専任の確認作業員１名を配置）

３　関係者に対する対応

・施工業者に対し、今後同様の事態が生じないよう、再発防止策の徹底を指導
・発注者である東海旅客鉄道（株）に対し、県内他工区を含め、産業廃棄物を適正に処理し、環境保全措置を適切に履行するよう要請